

に、それぞれ次に掲げる区分に応じ、次に定める書類（以下この項において「共同振興計画の認定の申請に係る添付書類」という。）を添えて、当該申請に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を經由して、経済産業大臣に提出するとともに、併せて当該都道府県知事に当該申請書の写し一通及び共同振興計画の認定の申請に係る添付書類を送付しなければならぬ。

一 特定製造協同組合等又は販売協同組合等定款等 構成員の氏名又は名称を記載した名簿及び最近一年間の事業報告書等

二 販売事業者 定款又はこれに準ずるもの並びに最近一年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類。以下「計算書類等」という。）

2 第六条第二項から第四項までの規定は、共同振興計画について準用する。

第十一条 経済産業大臣は、法第七条第一項の認定の申請があつた場合において、その共同振興計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第九条第一号及び第二号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第九条第三号に掲げる事項が当該共同振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 当該特定製造協同組合等の構成員たる事業者であつて当該共同振興事業に係る伝統的工芸品を製造する事業を行うものの相当部分が当該共同振興事業に参加し、かつ、当該共同振興事業の実施が当該伝統的工芸品の製造される地域の伝統的工芸品産業の振興に著しく寄与するものであること。

第十二条 共同振興計画の変更の認定

（共同振興計画の変更の認定）
 法第八条第一項の規定により共同振興計画の変更の認定を受けようとする特定製造協同組合等及び販売事業者又は販売協同組合等は、様式第六による連名の申請書一通及びその写し一通に、共同振興事業の実施状況を記載した書類及びそれぞれ次に掲げる区分に応じ、次に定める書類（以下この項において「共同振興計画の変更の認定の申請に係る添付書類」という。）を添えて、当該申請に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を經由して、経済産業大臣に提出するとともに、併

せて当該都道府県知事に当該申請書の写し一通及び共同振興計画の変更の認定の申請に係る添付書類を送付しなければならない。

一 特定製造協同組合等又は販売協同組合等最近一年間の事業報告書等及び共同振興計画の変更に伴い定款等又は構成員の氏名若しくは名称を記載した名簿に変更があつた場合には変更後の定款等又は構成員の氏名若しくは名称を記載した名簿

2 第六条第二項から第四項まで及び前条の規定は、共同振興計画の変更について準用する。

第十三条 法第九条第一項の活性化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 活性化事業の目標及び内容

二 活性化事業の実施時期

三 活性化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

（活性化計画の認定）

第十四条 法第九条第一項の規定により活性化計画の認定を受けようとする製造事業者又は製造協同組合等は、様式第七による申請書一通及びその写し一通に、それぞれ次に掲げる区分に応じ、次に定める書類（以下この項において「活性化計画の認定の申請に係る添付書類」という。）を添えて、当該申請に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該伝統的工芸品の製造される地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては当該製造事業者又は製造協同組合等の主たる事務所（事務所を持たない製造協同組合等にあつては当該製造協同組合等を代表する者の主たる事務所、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは代表者の主たる事務所（当該代表者が事務所を持たない製造協同組合等である場合には当該製造協同組合等を代表する者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事、当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあつては当該市町村の長。第十六条第一項において同じ。）を經由して、経済産業大臣に提出するとともに、併せて当該都道府県知事に当該申請書の写し一通及び活性化計画の認定の申請に係る添付書類を送付しなければならぬ。

一 製造事業者 定款又はこれに準ずるもの及び最近一年間の計算書類等

二 製造協同組合等 定款等、構成員の氏名又は名称を記載した名簿及び最近一年間の事業報告書等

3 法第九条第一項の代表者は、一名とする。

第十五条 経済産業大臣は、法第九条第一項の認定の申請があつた場合において、その活性化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第十三条第一号及び第二号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第十三条第三号に掲げる事項が当該活性化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 当該活性化事業の実施が当該伝統的工芸品の製造される地域の伝統的工芸品産業の活性化に資するものであること。

四 当該活性化事業の内容が、他の製造事業者又は製造協同組合等のモデルとなるような斬新かつ先進的なもの（当該活性化事業に係る伝統的工芸品に関する振興事業又は共同振興事業が実施されている場合にあつては、これらの事業と比較してより先進的なもの）であること。

（活性化計画の変更の認定）

第十六条 法第十条第一項の規定により活性化計画の変更の認定を受けようとする製造事業者又は製造協同組合等は、様式第八による申請書一通及びその写し一通に、活性化事業の実施状況を記載した書類及びそれぞれ次に掲げる区分に応じ、次に定める書類（以下この項において「活性化計画の変更の認定の申請に係る添付書類」という。）を添えて、当該申請に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を經由して、経済産業大臣に提出するとともに、併せて当該都道府県知事に当該申請書の写し一通及び活性化計画の変更の認定の申請に係る添付書類を送付しなければならない。

一 製造事業者 最近一年間の計算書類等及び活性化計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

二 製造協同組合等 最近一年間の事業報告書等及び活性化計画の変更に伴い定款等又は構

成員の氏名若しくは名称を記載した名簿に変更があつた場合には変更後の定款等又は構成員の氏名若しくは名称を記載した名簿

2 第六条第二項から第四項まで及び前条の規定は、活性化計画の変更について準用する。

（連携活性化計画の記載事項）

第十七条 法第十一条第一項の連携活性化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連携活性化事業の目標及び内容

二 連携活性化事業の実施時期

三 連携活性化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

（連携活性化計画の認定）

第十八条 法第十一条第一項の規定により連携活性化計画の認定を受けようとする製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、様式第九による連名の申請書一通及びその写し一通に、それぞれ次に掲げる区分に応じ、次に定める書類（以下この項において「連携活性化計画の認定の申請に係る添付書類」という。）を添えて、当該申請に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該伝統的工芸品の製造される地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては代表者の主たる事務所（当該代表者が事務所を持たない製造協同組合等である場合には当該製造協同組合等を代表する者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事、当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあつては当該市町村の長。第二十条第一項において同じ。）を經由して、経済産業大臣に提出するとともに、併せて当該都道府県知事に当該申請書の写し一通及び連携活性化計画の認定の申請に係る添付書類を送付しなければならない。

一 製造事業者又は連携製造事業者 定款又はこれに準ずるもの及び最近一年間の計算書類等

二 製造協同組合等又は連携製造協同組合等 定款等、構成員の氏名又は名称を記載した名簿及び最近一年間の事業報告書等

第六條第二項から第四項までの規定は、連携活性化計画について準用する。

第十九条 経済産業大臣は、法第十一条第一項の認定の申請があつた場合において、その連携活

一 製造事業者 定款又はこれに準ずるもの及び最近一年間の計算書類等

二 製造協同組合等 定款等、構成員の氏名又は名称を記載した名簿及び最近一年間の事業報告書等

3 法第十一条第一項の代表者は、一名とする。

第十九条 経済産業大臣は、法第十一条第一項の認定の申請があつた場合において、その連携活

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

様式第一

様式第一 伝統的工芸品の指定の申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署 名称及び代表者の氏名

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項の規定により、下記の工芸品を伝統的工芸品として指定せんとします。

記

1 申請に係る工芸品の概要

(1) 工芸品の名称

(2) 用途

(3) 製造工程

(4) 製造技術又は技術

(5) 使用されている原料

(6) 製造される地域及び製造事業者数及び従事者数

2 申請の理由

3 株式会社総代会において指定の申請をすることを議決した日

4 その他必要な事項（株式会社を事業目的とする株式会社である製造事業者の数を示す。）

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二

様式第二 伝統的工芸品の指定の内容の変更の申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署 名称及び代表者の氏名

年 月 日付で伝統的工芸品の指定を受けた について伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の規定により、下記の工芸品を指定の範囲として指定の内容を変更せんとします。

記

1 変更事項の内容

2 変更の理由

3 株式会社総代会において指定の内容の変更の申請をすることを議決した日

4 その他必要な事項（株式会社を事業目的とする株式会社である製造事業者の数を示す。）

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三

様式第三 振興計画に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署 名称及び代表者の氏名

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の規定により、下記の振興計画について認定を求めたいので申請します。

記

1 振興事業に係る伝統的工芸品

2 伝統的工芸品の製造される地域における伝統的工芸品産業の概要（製造事業者の数及び申請をする特定製造協会の組合の構成員である製造事業者の数を示す。）

3 振興計画の目標

4 振興計画の内容

(1) 事業者の組織及び育成並びに従事者の研修に関する事項

(2) 技術又は技術の継承及び改善その他品質の維持及び向上に関する事項

(3) 原料の確保及び供給方法についての研究に関する事項

(4) 需要の確保に関する事項

(5) 作業場その他作業環境の改善に関する事項

(6) 原料の供給、製品の回収等その事業の高度化に関する事項

(7) 広域の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項

(8) 店舗等である従業者、技術に熟練した従業者その他の従事者の採用等に関する事項

(9) その他伝統的工芸品産業内振興を図るために必要な事項

5 振興事業の開始時期

6 振興事業を実施するための必要な資金の確保及びその調達方法

7 振興事業の総額

8 特定製造協会の組合の構成員である製造事業者であつて振興事業に参加するものの数

9 株式会社総代会において認定の申請をすることを議決した日

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四

様式第四 振興計画の変更に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署 名称及び代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた振興計画について伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第1項の規定により、下記の振興計画の変更を認めたいので申請します。

記

1 変更事項の内容

2 変更の理由

3 株式会社総代会において変更の認定の申請をすることを議決した日

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五 共同製鋼計画に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署
 各都道府県知事殿の長
 自治的工業高専等の関係に関する申請書 第1項の規定により、下記の共同製鋼計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 共同製鋼事業に係る自治的工業高専
- 2 自治的工業高専の関与する共同製鋼計画に係る共同製鋼事業の概要（製造事業者の取組方針等）
- 3 共同製鋼計画の目標
- 4 共同製鋼計画の内容
 - (A) 事業の概要に関する事項
 - (B) 製品の市場性に関する事項
 - (C) 消費者への適切な情報提供に関する事項
- 5 共同製鋼事業の取組内容
 - (A) 共同製鋼事業を実施するために必要な資金の調達方法
 - (B) 共同製鋼事業の効果
 - (C) 特定製造協同組合等及び製造協同組合等が製造事業者である製造事業者の取組方針等
 - (D) 認定申請書を作成するに当たって、認定又は総代会において協議した旨

（備考）用紙の大きさは、日本製鋼協規格A4とする。

様式第六 共同製鋼計画の変更に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署
 各都道府県知事殿の長
 自治的工業高専等の関係に関する申請書 第1項の規定により、下記の共同製鋼計画について認定を受けたいので申請します。

年 月 日付で認定を受けた共同製鋼計画について自治的工業高専の関係に関する申請書 第1項の規定により、下記の認定の変更を受けたいので申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の趣旨
- 3 特定製造協同組合等及び製造協同組合等については、認定又は総代会において実質的決定がなされることを確認した旨

（備考）用紙の大きさは、日本製鋼協規格A4とする。

様式第七 活性化計画に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署
 各都道府県知事殿の長
 自治的工業高専等の関係に関する申請書 第1項の規定により、下記の活性化計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 活性化事業に係る自治的工業高専
- 2 活性化事業の目標
- 3 活性化事業の内容
 - (A) 事業の概要に関する事項
 - (B) 技術又は技術の提供その他の取組に関する事項
 - (C) 人材についての特長に関する事項
 - (D) 事業の開始に関する事項
 - (E) 消費者への適切な情報提供に関する事項
 - (F) 製品の市場性に関する事項
 - (G) 消費者への適切な情報提供に関する事項
- 4 活性化事業の取組内容
 - (A) 共同製鋼事業を実施するために必要な資金の調達方法
 - (B) 共同製鋼事業の効果
 - (C) 製造協同組合等について、認定又は総代会において認定の申請をすることを確認した旨
- 5 活性化計画を共同して作成した旨

製造事業者又は製造協同組合の名称	認定を受ける者の氏名	姓	名

（注）上記は、活性化計画を共同して作成する場合のみ記載すること。

（備考）

- 1 上記については、該当するもののみ記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本製鋼協規格A4とする。

様式第八 活性化計画の変更に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣殿 自署
 各都道府県知事殿の長
 自治的工業高専等の関係に関する申請書 第1項の規定により、下記の認定の変更を受けたいので申請します。

年 月 日付で認定を受けた活性化計画について自治的工業高専の関与に関する申請書 第1項の規定により、下記の認定の変更を受けたいので申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の趣旨
- 3 製造協同組合等については、認定又は総代会において変更の申請をすることを確認した旨
- 4 活性化計画を共同して作成した旨

製造事業者又は製造協同組合の名称	認定を受ける者の氏名	姓	名

（注）上記は、活性化計画を共同して作成する場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本製鋼協規格A4とする。

様式第九 選機活性化計画に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣宛 自席
 各務及び代表者の氏名

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項の規定により、下記の選機活性化計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 選機活性化計画に係る伝統的工芸品
- 2 選機活性化計画の目標
- 3 選機活性化計画の内容
 - (A) 従業者の増強に関する事項
 - (B) 技術又は技術的改善その他の品質の改善に関する事項
 - (C) 原材料についての確保に関する事項
 - (D) 需要の増強に関する事項
 - (E) 原材料の供給確保、製品の供給確保その他の事業の活性化に関する事項
 - (F) 消費者への適正な情報に提供に関する事項
 - (G) 需要の増強又は増強に関する事項
- 4 選機活性化計画の実施時期
- 5 選機活性化計画を実施するために必要な資金の確保その他の調達方法
- 6 選機活性化計画の効果
- 7 製造協同組合等又は選機製造協同組合等について、総会又は総代会において認定の申請をする日を議決した日
 (備考)
 - 1 3については、議定するもの内記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第十 選機活性化計画の変更に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣宛 自席
 各務及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた選機活性化計画について伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項の規定により、下記の変更の認定を受けた1~4の申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 製造協同組合等又は選機製造協同組合等について、総会又は総代会において変更の認定の申請をする日を議決した日
 (備考) 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第十一 (平成26年4月1日改訂) 支援計画に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣宛 自席
 各務及び代表者の氏名

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項の規定により、下記の支援計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 支援事業に係る伝統的工芸品
- 2 伝統的工芸品の製造される地域における伝統的工芸品産業の概要
- 3 支援事業の目標
- 4 支援事業の内容
 - (A) 従業者の増強及び確保に関する事項
 - (B) 消費者等に対する適正な情報に関する事項
 - (C) 伝統的工芸品産業に係る従業者の確保、需要の増強又は需要喚起、製造等の支援に関する事項
 - (D) その他伝統的工芸品産業の振興の支援に関する事項
- 5 支援事業を実施する場所
- 6 支援事業の実施時期
- 7 支援事業を実施するために必要な資金の確保その他の調達方法
- 8 支援事業の効果
- 9 事業協同組合、協同組合連合会、製造組合その他の団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人等について、総会又は総代会において認定の申請をする日を議決した日
 (備考)
 - 1 4については、議定するもの内記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第十二 (平成26年4月1日改訂) 支援計画の変更に係る認定申請書 年 月 日

経済産業大臣宛 自席
 各務及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた支援計画について伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項の規定により、下記の変更の認定を受けた1~4の申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 事業協同組合、協同組合連合会、製造組合その他の団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人等について、総会又は総代会において認定の申請をする日を議決した日
 (備考) 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。